

令和4年度 河川及び主要水路水質検査結果

調査日時: 令和4年8月3日・8日

※数字の前に「<」がついているのは定量下限値未満であることを示し、着色部は環境基準(AA類型河川)を満足しない数値を示します。

調査地点			採取時間	天候	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	大腸菌数	溶存酸素(DO)	全窒素(T-N)	全リン(T-P)
番号	河川名等	採水箇所									
1	寺沢	明科南陸郷 金山神社東合流	12:40	曇り	7.7	0.5	4	960	7.7	0.68	0.028
2	寺沢	明科南陸郷 犀川河口前	12:55	曇り	7.8	0.5	7	400	8.6	0.78	0.044
3	会田川	明科中川 R19 会田川橋下流 手・東川手	13:20	曇り	8.9	1.0	3	92	8.7	0.60	0.041
4	中央用水	明科中川手 会田川合流前	13:30	曇り	7.8	0.9	4	240	9	1.60	0.13
5	内川	明科七貴 犀川河口前	12:10	曇り	7.7	0.7	5	80	8.4	1.00	0.062
6	黒沢川	三郷温 真々部山道橋下流	11:05	晴れ	7.8	0.9	2	200	8.1	0.37	0.035
7	奥沢	豊科光 藤松一郎宅前	9:00	曇り	8.2	< 0.5	14	140	8.3	1.50	0.022
8	拾ヶ堰	豊科高家 取入口	12:40	曇り	7.6	1.4	1	60	10.0	1.90	0.12
9	勘左衛門堰・新田堰	豊科高家 取入口	12:25	曇り	7.8	0.9	6	63	8.6	1.10	0.025
10	中萱堰	豊科高家 松尾恒忠宅前	12:15	曇り	7.9	0.6	1	10	9.2	0.13	0.008
11	中房川	穂高有明 一の瀬橋下流	9:20	晴れ	7.7	0.5	1	3	8.8	0.24	< 0.003
12	穂高川	穂高北穂高 三川合流	11:50	晴れ	7.4	0.9	2	84	8.3	1.00	0.06
13	大堰	穂高有明 取入口	10:15	曇り	7.1	0.7	1	28	8.7	0.60	0.009
14	天満沢川	穂高有明 天満沢橋上流	9:45	晴れ	7.4	0.5	3	25	8.5	0.35	0.003
15	権田川	穂高北穂高 穂高川合流手前	11:00	曇り	6.9	0.8	2	160	8.6	1.30	0.025
16	両町幹線	穂高 放流口	11:10	曇り	7.0	0.9	2	150	8.6	0.80	0.035
17	芦沢	穂高牧 穂高悠生寮南	10:05	曇り	7.4	< 0.5	1	5	7.8	0.44	0.018
18	川窪沢川	穂高牧 共和興業(株)東	9:55	曇り	7.6	0.8	19	16	8	0.44	0.020
19	拾ヶ堰	穂高 上原橋上流	9:40	晴れ	7.8	0.9	2	110	8.7	0.32	0.036
20	欠の川	穂高 下橋下流	11:35	晴れ	7.2	0.9	2	86	8.9	1.00	0.04
21	万水川	穂高 等々力橋上流	11:25	曇り	6.9	1.0	5	100	8.4	1.60	0.071
22	高瀬川	穂高北穂高 青木花見工業団地排水口下流	10:35	晴れ	7.4	0.9	1	86	8.7	0.70	0.034
23	拾ヶ堰	堀金烏川 あづみ野排水路合流	11:10	曇り	7.7	0.9	2	81	8.8	0.82	0.054
24	烏川	堀金烏川 銚子口	10:40	晴れ	7.7	< 0.5	< 1	8	8.9	0.28	0.005
25	新堀堰	堀金三田 田多井公園北	11:25	曇り	8.9	0.8	4	300	9.1	0.34	0.02
26	鳴沢川	堀金三田 堀回堰合流手前	11:10	曇り	9.2	1.0	3	390	8.1	0.24	0.041
単位					—	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L
環境基準(AA類型)					6.5～8.5	1以下	25以下	20以下	7.5以上	—	—
					水中の水素イオン濃度を示す尺度で、pHが7の時は中性、これより高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性を示します。	水中の有機物を栄養源として微生物が増殖・呼吸するときに消費される酸素の量であり、値が高ければ水中の有機物が多いことを意味し、水質汚濁を示す代表的な指標となっています。一般的には下流域程、数値が高くなる傾向が見られます。	水中に懸濁している不溶性物質で、清潔な河川では微細な有機物や粘土成分により構成されますが、汚濁の進んだ河川では有機物の比率が高くなります。また、浮遊物の量は水の濁り、透明度などにも影響を与えます。	今年度から水質汚濁に係る環境基準についての一部改正により(令和4年4月1日施行)、生活環境項目環境基準の項目から大腸菌群数が削除され、新たに大腸菌数が追加されました。大腸菌は温血動物の腸管内に常在し、人の糞便中の大腸菌群の90%以上を占めています。大腸菌が検出された場合、大腸菌群が検出された水よりも人や動物などの糞便に汚染された可能性が高く、直接または間接的に糞便汚染があったことを示すと考えられています。	DOはDissolved Oxygen(ディソルブド・オキシゲン)の略で、水の中に溶け込んでいる酸素の量のことです。水の中の生き物が生きる上で欠くことのできないもので、きれいな川の水には、1L中に7～14mgほど溶け込んでいます。逆に、有機物が多くなり、汚れが進むと濃度は低くなります。なお、水温が低いと酸素は水に溶けこみやすくなり、水温が高いと溶け込みにくくなります。	全窒素とは、水中に含まれている総窒素濃度のことをいいます。水稲育成に対する障害は、1mg/L以上とされていますが、5mg/L以上になると大きな障害がおこるとされています。(県平均1.3ml/L以下)	りんは窒素と共に富栄養化の原因物質であり、湖沼やダム等では藻類等の増殖を助長させ、水質悪化を引き起こします。平成19年度から新規(県平均0.079ml/L以下)